

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」）といいますが、) を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。
また、この特約に定めのない事項は、当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用範囲)

- (1) ICカードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫所定のICカードが利用できる現金自動預入払出兼用機（以下「ICカード対応現金自動預入払出機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
 - ② 当金庫所定のICカード対応現金自動預入払出機を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当金庫所定のICカード対応現金自動預入払出機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫キャッシュカード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応現金自動預入払出機以外では利用できません。

3. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応現金自動預入払出機において振込を実施した場合には、ICカード対応現金自動預入払出機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として登録し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。
また、ICカードを再発行する場合には新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

4. (デビットカードサービス機能)

ICカードのICチップを利用したデビットカードサービスはご利用できません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応現金自動預入払出機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫にICカードの再発行を申出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応現金自動預入払出機等においてICチップを読取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

6. (ICカード対応現金自動預入払出機等の故障時の取扱い)

ICカード対応現金自動預入払出機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

7. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. (ICカード以外のカードへの変更)

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更する場合には、カード申込店舗の窓口に出してください。この変更は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

以上